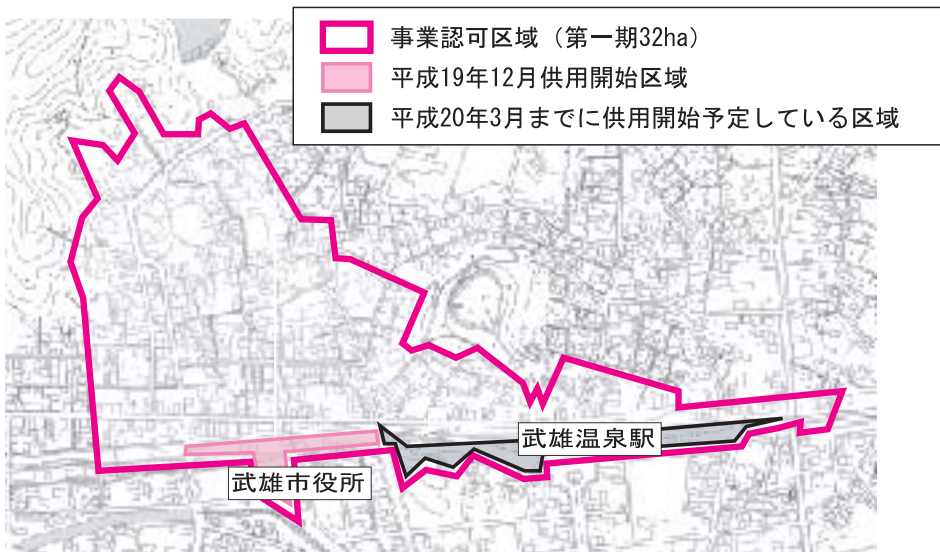


12月から公共下水道が供用を開始します！

～武雄町大字富岡、昭和の一部（川端通り付近）～



武雄町大字富岡、昭和の一部（川端通り付近）において、12月1日から公共下水道が供用を開始します。これに伴う受益者負担金、使用料、接続工事の手順、指定工事店登録、責任技術者登録について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 受益者負担金・・・公共枅1基につき15万円（各宅地内に設置している枅）
- 下水道使用料・・・上水道のみを使用している場合は、上水道の使用水量で算定します

下水道使用料（税込み）	
基本使用料（～5mまで）	1,050円
基本使用料（～10mまで）	2,100円
超過料金（1mあたり）	189円

※ ただし、上水道以外を使用又は上水道と併用して使用している場合は、別途算定方法となり、手続きが必要となりますので下水道課へお尋ねください。



●接続工事の手順

- ①利用者は「指定工事店」に直接、工事の申込みをします。
- ②指定工事店が、設計・見積りをします。
- ③指定工事店は、市へ排水設備新設等計画申請書を提出します。
- ④指定工事店は工事に着手します。
- ⑤指定工事店は、工事終了後に工事完了届を市に提出します。
- ⑥市は完了検査を行い、検査済証を交付します。
- ⑦利用者は、使用開始届を市へ提出します。

以上が、基本的な流れです。

●排水設備指定工事店及び責任技術者登録

公共下水道への接続のための排水設備工事を行っていただくために、公共下水道排水設備指定工事店の申請と責任技術者の登録が必要になります。

- 下水道排水設備指定工事店証交付手数料 5,000円
- 下水道排水設備技術者登録手数料 1,000円